

2025年度 後期 民法 解答例

1 第1問

- ① 民法（以下、法令名省略）210条1項により、袋地である甲所有者のAは、囲繞地を通行する権利を囲繞地所有者の承諾なく取得する。しかし、211条1項により、例えば、C所有の丙土地を通行する方が、B所有の乙土地を通行するよりも「損害が少ない場合」は、丙土地を通行する権利を持ち、乙土地を通行する権利は持たない。また211条2項より通路を開設できる。212条より、Aは償金支払義務を負う。
- ② AとBが地役権の設定を契約することで、Aは乙土地を通行する権利を持つ（280条）。なお、乙土地のうちの期間（永久も可）、有償の特約など、契約内容としてAとBの合意で決定することとなる。

第2問

1 ①について

AがBに対して内容証明郵便を送付したことは、150条1項の「催告」に当たり、Bに対してBへの郵便の到達（97条1項）から、時効の6か月間の完成猶予の効力が生じる。

また、連帶債務者の方に生じた事情は他方にはその効力が及ばないこと、つまり、相対効が原則であり（441条）、時効の完成猶予も相対効である（153条2項）。したがって、Cに対しては完成猶予の効力が及ばないため、2024年11月15日に消滅時効期間が満了しており、11月20日のAによるCへの弁済の求めに対して、Cは消滅時効を援用して弁済を拒むことができる。

2 ②について

2

BとCの負担割合は等しい。Bが甲の債務全額の弁済をしている以上、Bは「自己の財産をもって」100万円全額の「共同の免責を得」ているわけだから、Bは「負担部分に応じた額」の50万円をCに求償できる（442条1項）。なお、11月30日のBの弁済の時点では、11月20日の弁済請求に対し、Cが消滅時効を援用して支払を拒んだものと考えられるが、そのことは結論に影響を与えない。

第3問

- 1 遺産分割協議の成立で、甲建物の所有権は、7月1日に遡ってCに帰属する。CはBに甲建物の使用利益相当額の支払を請求できるか。
- 2 Bに配偶者短期居住権（1037条1項）が成立するか。
- 3 「配偶者」Bは、「被相続人」Aの「財産に属した」甲「建物」に、「相続開始の時」である7月1日に「無償で居住」しており、「居住建物」である甲建物の所有権を遺産分割で取得したCに対して、無償で使用する権利を有する。無償で使用する権利の期間は、同項1号により、「分割により居住建物の帰属が確定した日」である10月1日と、「相続開始の時から6箇月を経過する日」である2025年1月1日の「いずれか遅い日」である後者までである。
- 4 したがって、Bは明渡日である12月1日までは配偶者短期居住権が成立するため、CはBに使用利益相当額の支払を請求できない。

以上